

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明



市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	生保内 (石神、高野、造道、上中生保内、下中生保内、武蔵野、滝沢団地、男坂、浮世坂団地、横町、駅前、宿、久保、田子ノ木、大沢、刺巻、明平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・水稲、そば等の土地利用型作物の栽培が盛んな地域。
・担い手は他地区と比較した場合少ない傾向にあり、10年後には高齢化が進み担い手不足となる恐れがある。
・条件不利地が多数存在するため、農作業の効率が悪い区域が多数あり、担い手不足に陥った場合は、荒廃農地の発生も懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

そばの団地を形成し、作業効率の向上を図る。
非担い手の農地も確保し、地域内の農家全体で農地保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	457.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	457.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地区は、積極的に基盤整備事業の活用について話し合いを行う。※目標地図①と②にある石神、造道区域で基盤整備事業の活用希望があるため、継続的に話し合いを行い、事業活用を検討する。 小規模団地については、農地耕作条件改善事業や中山間水田畑地化整備事業の活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
すでに多様な経営体は確保されているが、高収益作物の栽培を行っている経営体が少ないため、他地区からの高収益作物の栽培を希望する参入者や、新規就農希望者等の受け入れを積極的に行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
新規就農者や新規作物の生産希望者等は、JAより作物栽培指導等を受ける。 水稻乾燥調整作業は、地区内ライスセンターへ委託する。

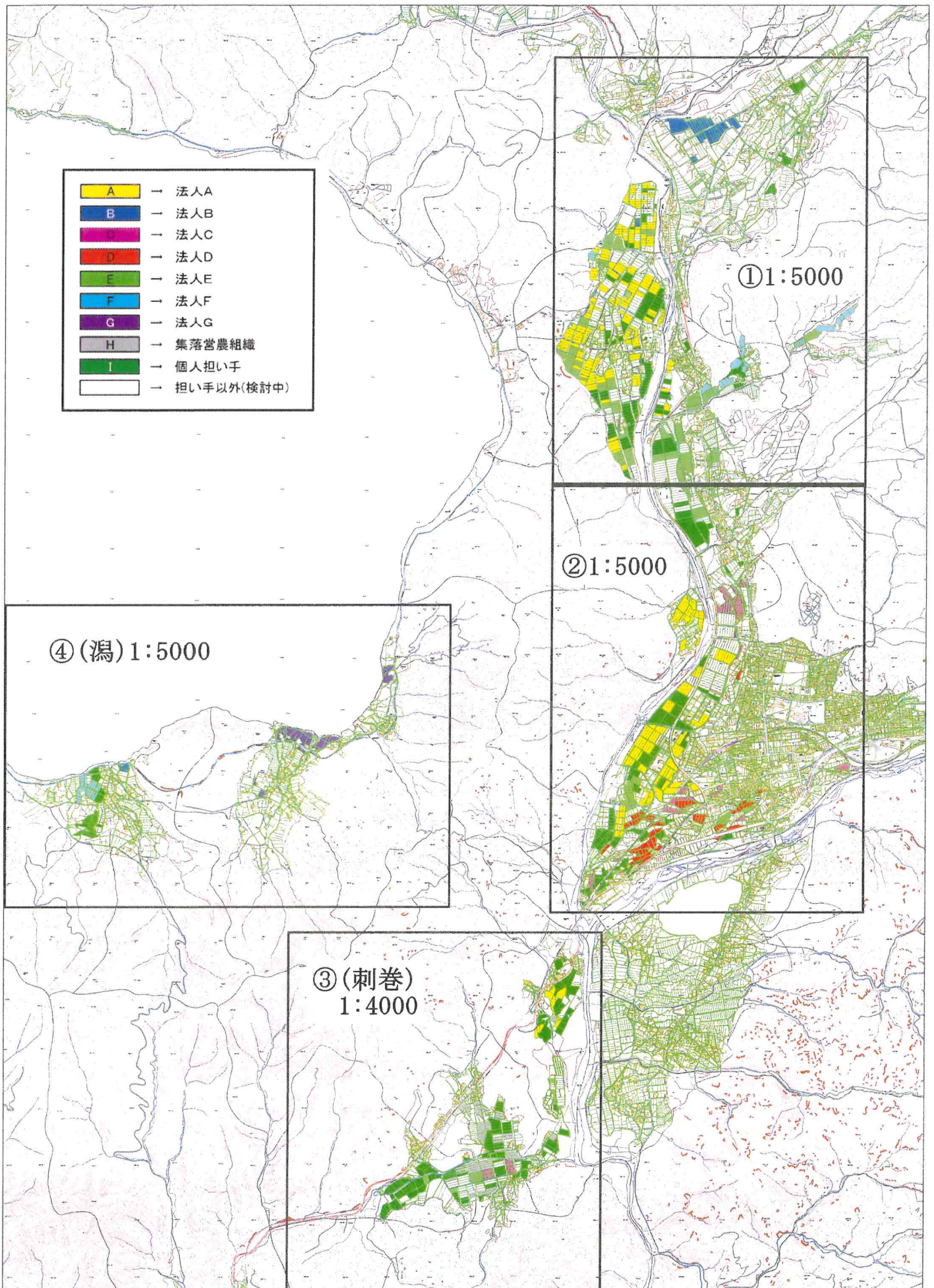
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①熊イノシシ等の害獣が頻繁に目撃される地域であることから市担当課、地元猟友会等と連携し、作物被害、農業施設への被害の低減を図る。可能な範囲で檻や罠の設置を依頼する。
③情報通信技術(ICT)を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する。
⑦、⑧共同施設(農道、用排水路等)の保全管理は、地域内の各地区計画的に実施する。
⑧既存のライスセンターの稼働率を上げるために、地域内の受入を増やす。

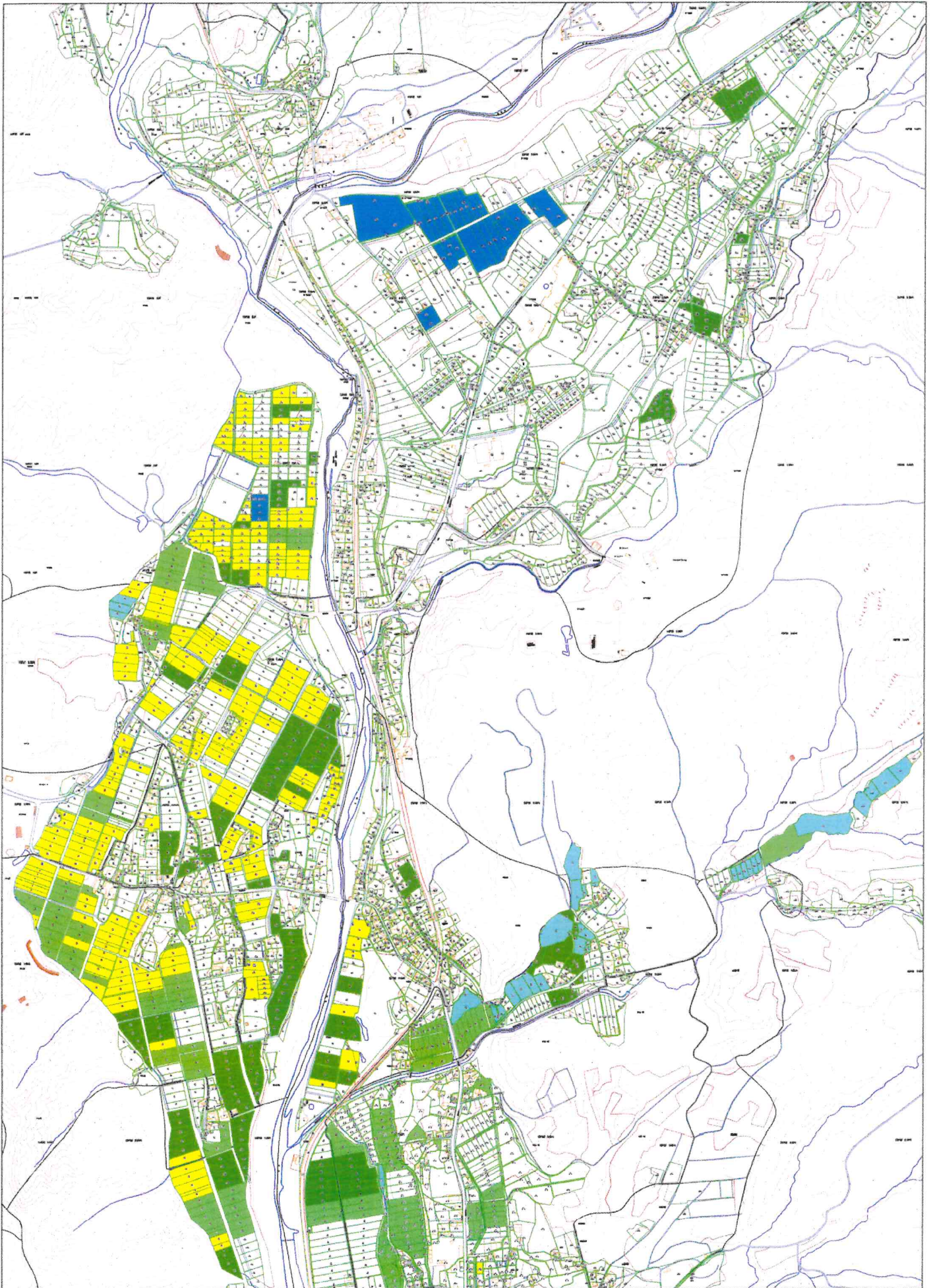
生保内地区目標地図



1:15000

0 1000 2000m

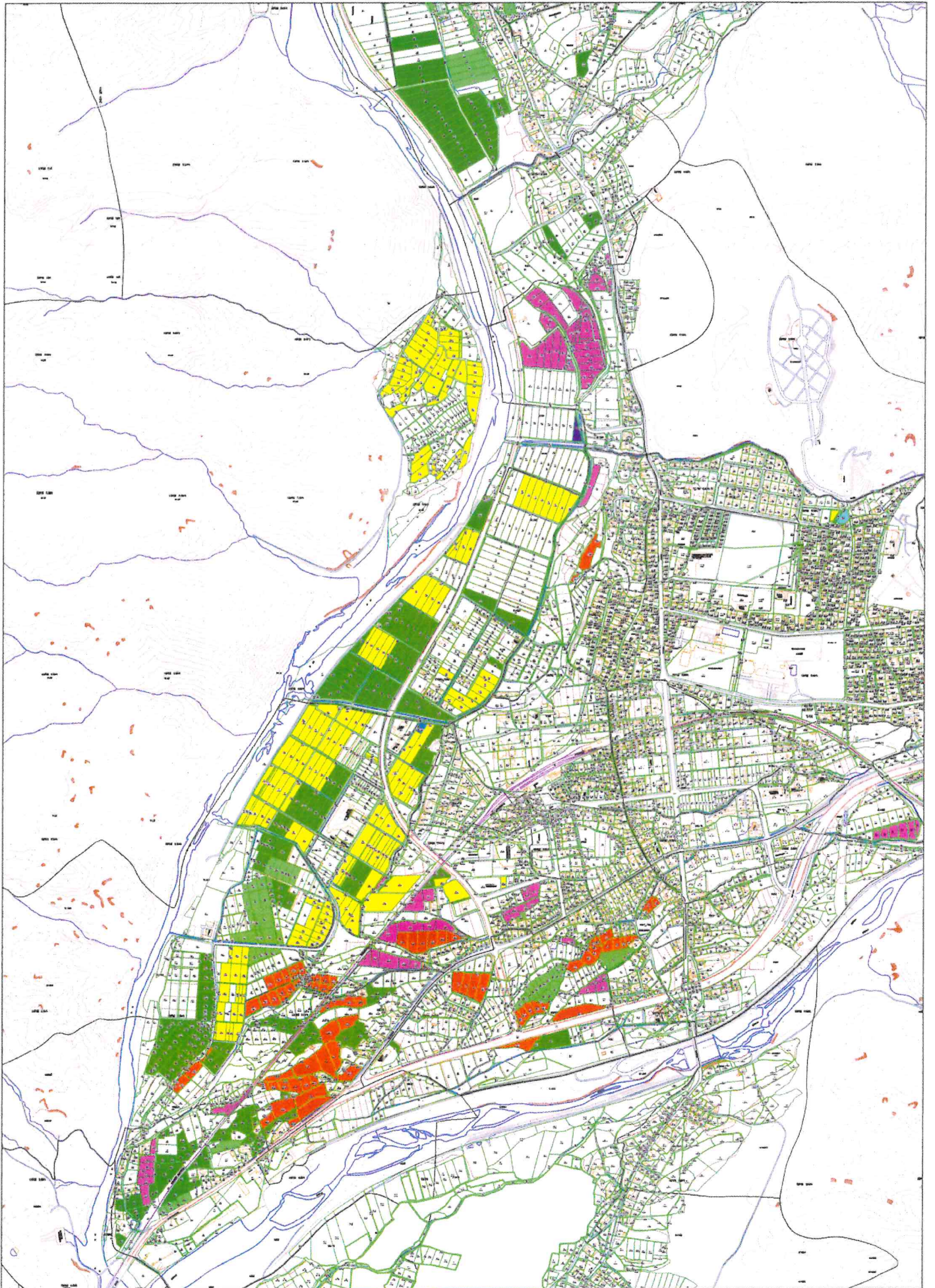
生保内地区①



1:5000

0 500 1000m

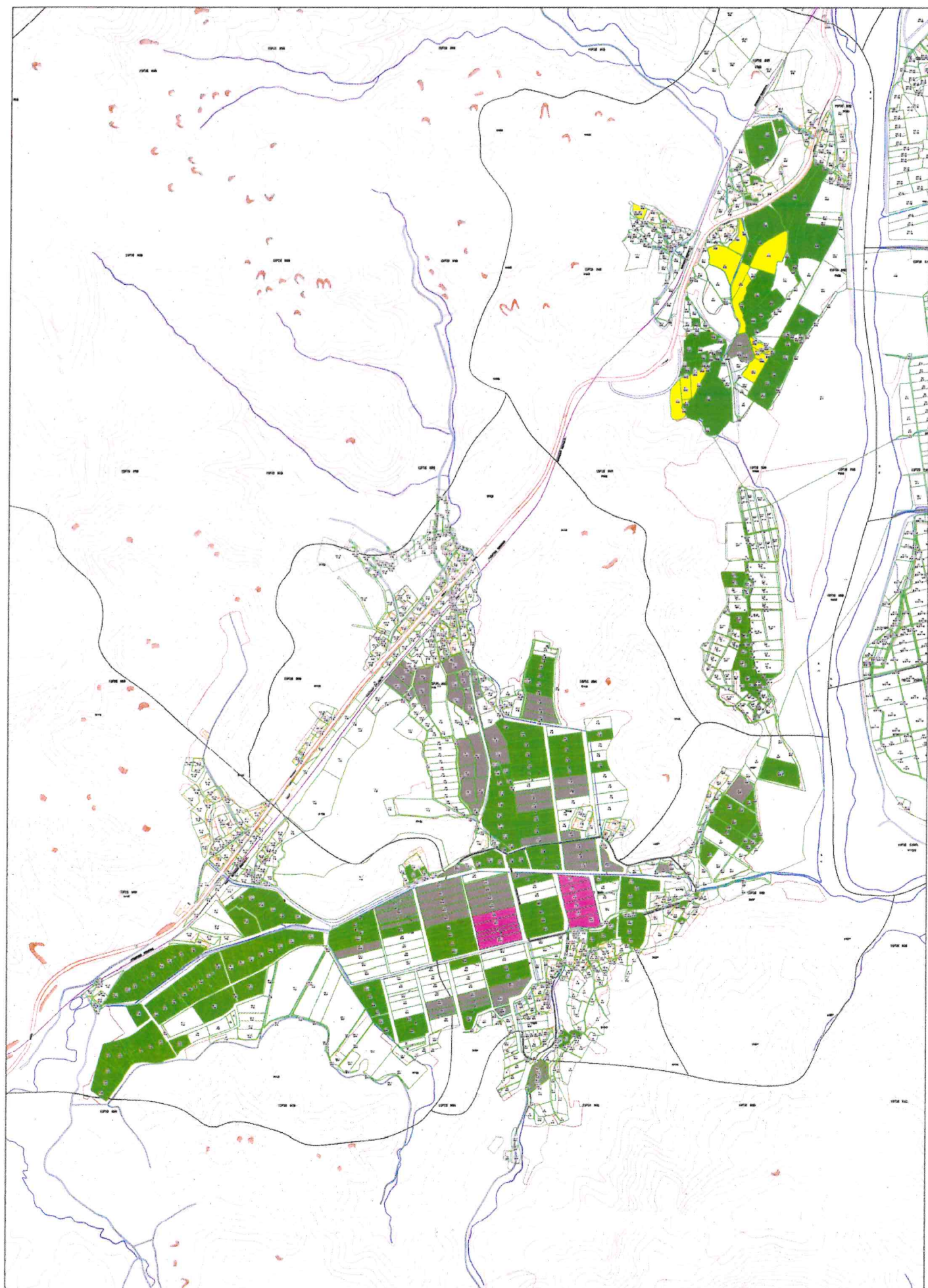
生保内地区②



1:5000

0 500 1000m

生保内地区③(刺卷)



1:4000

0 500 1000m

生保内地区④(潟)

